

11 道路啓開に係る各関係機関の手続き

■道路管理者及び関係機関(警察・自衛隊)は、災害対策基本法に基づく区間指定、緊急交通路指定等を行う。

発災直後より被災状況に応じて各関係機関は区間指定等の手続きが必要となる。各機関が発動する規制等については、災害対策本部等において情報を共有し、人的被害の拡大防止や迅速な道路啓開に努める必要がある。

表 道路啓開に係る関係機関の手続き

機 関	人的被害(拡大)防止	緊急通行車両等の通行確保
道路管理者 (建設企業の協力)	被災状況に応じた通行規制	災害対策基本法に基づく区間指定
	大津波・津波警報発令時 津波浸水想定域内への進入規制	
警 察	規制に伴う誘導	災害対策基本法に基づく緊急交通路指定
	被災状況に応じた交通規制	
	災害対策基本法に基づく啓開区域 設定	
自衛隊	災害対策基本法に基づく啓開区域 設定	

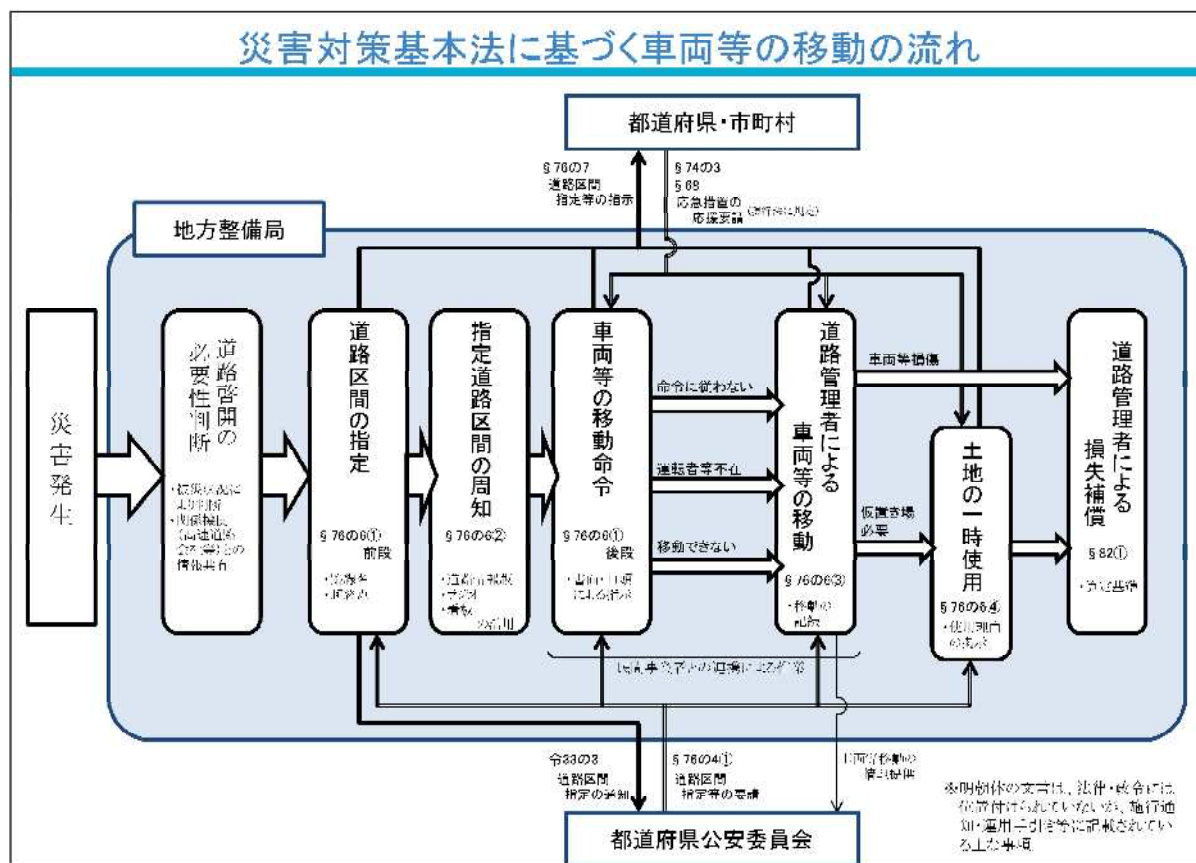
11-1 災害対策基本法に基づく車両の移動等の措置を行うための手続き

11-1-1 道路区間指定及び車両等の移動について

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両により緊急車両の通行に支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を指定して、当該車両その他の物件の所有者に対し、付近の道路外の場所へ移動すること、その他必要な措置をとることを命ずることができる。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。また、これらの指定及び命令については道路管理者のみの判断で行うことができる。

道路区間の指定方法については、指定すべき区間の起終点を示すほか、一定の区域内の道路の区間を包括的に指定する等の指定も可能であるので、車両の移動等の措置が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意する。

道路区間の指定をする場合においては、あらかじめ、当該地域を管轄する都道府県公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知することとし、緊急を要する場合は、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならない。なお、通知の方法については、原則として、書面で行うこととするが、緊急を要する場合は、口頭で行って差し支えない。ただし、口頭で通知したときは、事後において、速やかに書面を送付する必要がある。



資料：災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き（H26. 11）

図 災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き H26.11



写真 ホイールローダーによる移動のイメージ



写真 災害時の撤去作業状況

(1) 道路区間指定の手続き

道路区間指定は、それぞれの区間の路線名及び起終点を示して行う。指定後も被災状況等に応じて、適宜、区間の追加、削除を行うものとする。

なお、大規模災害時においては、区域による指定も可能である。右に指定の際の様式の例を示す。

(2) 指定道路区間の周知について

道路管理者は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、指定道路区間内に在る者に対し、指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。なお、周知の方法については、災害時であることに鑑みて、道路情報板、ラジオ等を活用して行うことを想定しており、個々に伝達することを要するものではない。

(3) 身分証明書の携行

道路管理者が車両等の移動を行う場合には、災対法による権限を行使することとなるため、各機関の身分証明書を携行し、対応するものとする。また、道路管理者から委託された民間事業者においても、身分証明書を携行するものとする。

11-1-2 緊急交通路の指定に備えた緊急車両の事前登録

公安委員会は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間、区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止、又は制限することができる。

緊急交通路として指定された道路を災害応急対策活動に従事する車両が通行する場合には、緊急通行車両として「緊急通行車両確認証明書」及び「緊急通行車両確認標章」の交付を受けないとその交通規制区間を通行できない。そのため、災対法の規定に基づき、交通規制の対象から除外する車両(規制除外車両)の対象となる道路啓開作業従事車両は、規制除外車両として事前届出しておき、災害発生時には当該事前届出に基づき速やかに標章と証明書の交付を受けられるように準備しておく必要がある。

災害対策基本法施行令・同規則の改正により、令和5年9月1日からは、災害応急対策に従事する、指定行政機関等が保有・調達する車両又は指定行政機関等と災害時の協定・契約を締結した企業・団体等の車両については、災害発生前でも、緊急通行車両であることの確認を受け、標章と証明書の交付を受けることができるようになったことから、平時から事前登録に努める。

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の6第1項の規定に基づき、下記の区間を（指定・廃止）する。

平成〇年〇月〇日

国土交通省
〇〇地方整備局長

（各区間指定の場合）

路線名	区 間	延長（m）	備考
国道〇号	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇地先から	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇地先まで	〇〇〇〇 新規
国道〇号	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇地先から	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇地先まで	〇〇〇〇 継続
国道〇号	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇地先から	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇地先まで	〇〇〇〇 廃止

（区域としての指定の場合）

路線名	区 間	延長（m）	備考
国道〇号	国道298号から東京都心に向けての区間	〇〇〇〇	新規
国道〇号		〇〇〇〇	新規

資料：災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き（H26.11）

例 法第76条の6第1項に基づく道路区間指定・区域指定の様式

発行番号：第〇号

身 分 証 明 書

会社名：〇〇〇〇（株）
住 所：〇〇〇〇

上記の者は、〇〇協定に基づき、災害対策基本法第76条の6の措置を行うことを委託した者であることを証明する。

有効期間：〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
発行日：〇〇年〇〇月〇〇日
発行者：国土交通省〇〇地方整備局長 印

資料：災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き（H26.11）

例 民間事業者等に交付する身分証明書

12 道路啓開

- 道路啓開においては、緊急車両等の通行を確保することを最優先とし、適切な迂回路の検討も含めて概ね4mの幅員を確保する。
- 道路管理者は自らが管理する道路を啓開することを基本とするが、その実施が困難な場合には、本来の道路管理者からの要請により適切な役割分担の下、道路啓開を実施する。
- 啓開担当企業は道路管理者の指示のもと、二次災害防止措置をとった上で、事前に協定を締結している担当工区の道路啓開に着手する。
- 雪害に対する道路啓開は、乗員保護活動マニュアル等に従って関係機関と連携して実施する。

12-1 道路啓開の準備

道路啓開とは、大規模災害発生時に、緊急通行車両等の通行のため早急に最低限の瓦れき処理や車両の移動等を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを確認することをいう。

大規模災害の発生時には各地で交通が途絶し、人命救助隊が被災地に入るための救援ルートの確保が最優先となるため、被災状況を踏まえた上で、復旧に先駆けて「道路啓開開始」を速やかに発動することが重要である。

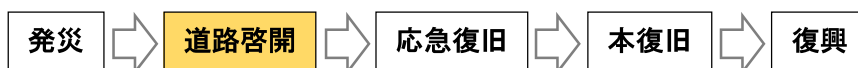


写真 道路啓開状況(岩手県陸前高田市内)



写真 道路啓開状況(岩手県宮古市田老地区)

12-2 道路啓開の実施

道路管理者等は、自ら管理する道路について効果的な障害物の除去による道路啓開を行う。

初期の道路啓開は、一刻も早く緊急車両のために道路を通れるようにするものであり、1車線でも、段差があっても、ガードレールが無くても、緊急車両が通れば良く、適切な迂回路があるならば時間をかけて本線を通れるようにする必要すらないと割り切って考える（幅員の目安は概ね4m程度）。

4車線道路の啓開方法

■啓開車線：啓開進行方向 2車線の追い越し車線側の 1車線分を標準とし現地状況に合わせて対応。

■放置車両・ガレキの移動：走行車線側（民地側）を標準とし、現地状況から寄せることができないと判断された場合は、沿道の空地に一時的に集積できる。



2車線道路の啓開方法

■啓開箇所：2車線の車道の中央部 1車線分を標準とし、現地状況に応じて対応。

■放置車両・ガレキの移動：車道の両側を標準とするが、現地状況から寄せることができないと判断された場合は、沿道の空地に一時的に集積できる。



図 道路啓開の作業要領



写真 土嚢での応急措置



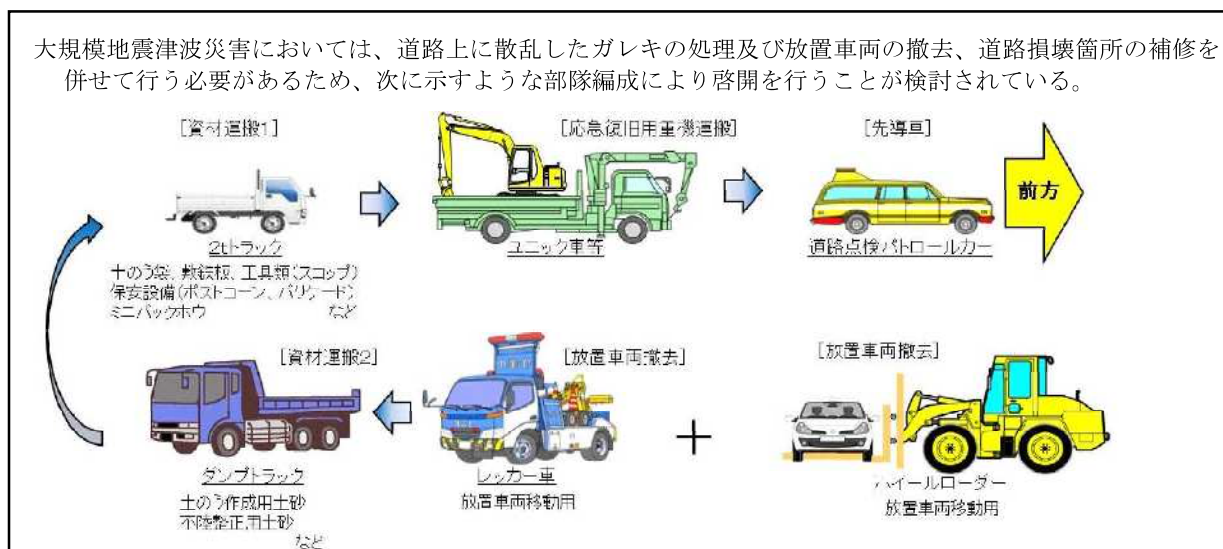
写真 碎石での応急措置



写真 初期の道路啓開の実施状況

道路啓開は「8-1-5 道路啓開のタイムライン」に定めた路線を目標時間内に啓開することを基本とするが、被災状況や迂回路の状況を踏まえて、柔軟に判断する。定めた啓開路線に対して、路線の追加や変更を行う場合は、各関係機関や災害対策本部に共有・報告する。

迅速に啓開ルートを確保するために、本来の道路管理者以外の管理者が地方管理道路の啓開を実施する必要がある場合、本来の道路管理者から要請(口頭による要請を含む)を受けて道路啓開を実施する。



資料：災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き（H26.11）

図 道路啓開部隊の編成イメージ

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

※高電圧バッテリー等を搭載する車両等を取り扱う際は、あらかじめ協議会で共有している注意点を踏まえて対応する。

車両の移動等の措置を行う場合は、「11-1 災害対策基本法に基づく車両の移動等の措置を行うための手続き」に示したとおり、自らの管理する道路について、法第76条の6の規定に基づき、区間の指定を行う。

啓開のための資材の手配や、財産価値のある障害物の除去などのために、建設業界をはじめ、自衛隊・警察等との役割分担のもと、緊密に連携しながら進める必要がある。

発災直後は、被災の全貌が把握し切れていない時期であるとともに、大規模地震である場合には余震やそれに伴う津波の再来襲が懸念される。そのため、啓開作業の従事者が二次災害に巻き込まれることがないように次のような防止措置を講じる必要がある。

なお、津波浸水想定区域内の道路啓開については、津波警報等解除後に、あらかじめ作成した基準等に基づき行うことを原則とするが、被災状況に応じて、災害対策本部長(支部長)のもと、危険性についての合意(リスクコミュニケーション)を十分に図った上で、二次災害防止措置を講じて道路啓開に着手できるものとする。

■二次災害防止措置

- (1) 自衛隊や消防・警察等と相互の情報共有
- (2) 携帯ラジオから随時情報を入手
- (3) 作業チーム内に伝達するためのホイッスル携行
- (4) 余震や津波の情報を入手してから 10 分以内に安全な場所まで移動できる範囲での作業とする。
- (5) 使用車両は退避する方向に向けて停車



写真 二次災害防止措置を講じる必要のある現場の作業状況

12-2-1 資材調達の工夫

道路啓開に必要となる資機材については本協議会において各県ごとに事前に把握・準備しているものの、大規模災害の被災直後においては、資材の十分な調達や供給が難しくなるため、使用資材を最小限かつ効率的に活用する工夫や臨機の調達など、次に示すとおり通常とは異なる発想を切り替えた柔軟な対応が必要となる。

■資材調達のための柔軟な対応

- (1) 暫定の機能や出来形による復旧（道路 1 車線の暫定供用や路盤の盤下げなど）
- (2) 当面、代替できる材料での応急復旧
- (3) 施工中の工事現場で調達している資材の融通
- (4) 臨機の材料現地調達（復旧現場周辺での土砂採取など）

12-2-2 燃料の確保

啓開や応急復旧作業に使用する重機や災害対策機器の運転、被災地への民生的支援のためにも、大量に燃料の確保が必要となり、あらゆる方面からの調達を強力に行うための体制を検討する必要がある。

実際に被災地へ輸送するにあたっては、燃料を一時的に受ける中継基地の設定、ローリー車の確保、大型ローリー車の仕様（口径等）の確認、ガソリンへの配慮など、事前に行うべき調整事項がある事に、留意しなければならない。

12-2-3 仮置き場の確保

東日本大震災を踏まえると津波被害発災時には大量のガレキや放置車両の発生が危惧され、道路敷地内のみでは移動スペースが不足することも懸念される。その場合、現場の判断で沿道の民地（駐車場、空地、田畑等）を一時的に使用することとなるが、その場合は事前に関係機関で情報を共有しているガレキや移動車両等の仮置き場を優先的に活用する。



資料：仙台市



資料：大船渡市

写真 東日本大震災における被災車両の仮置ききの例

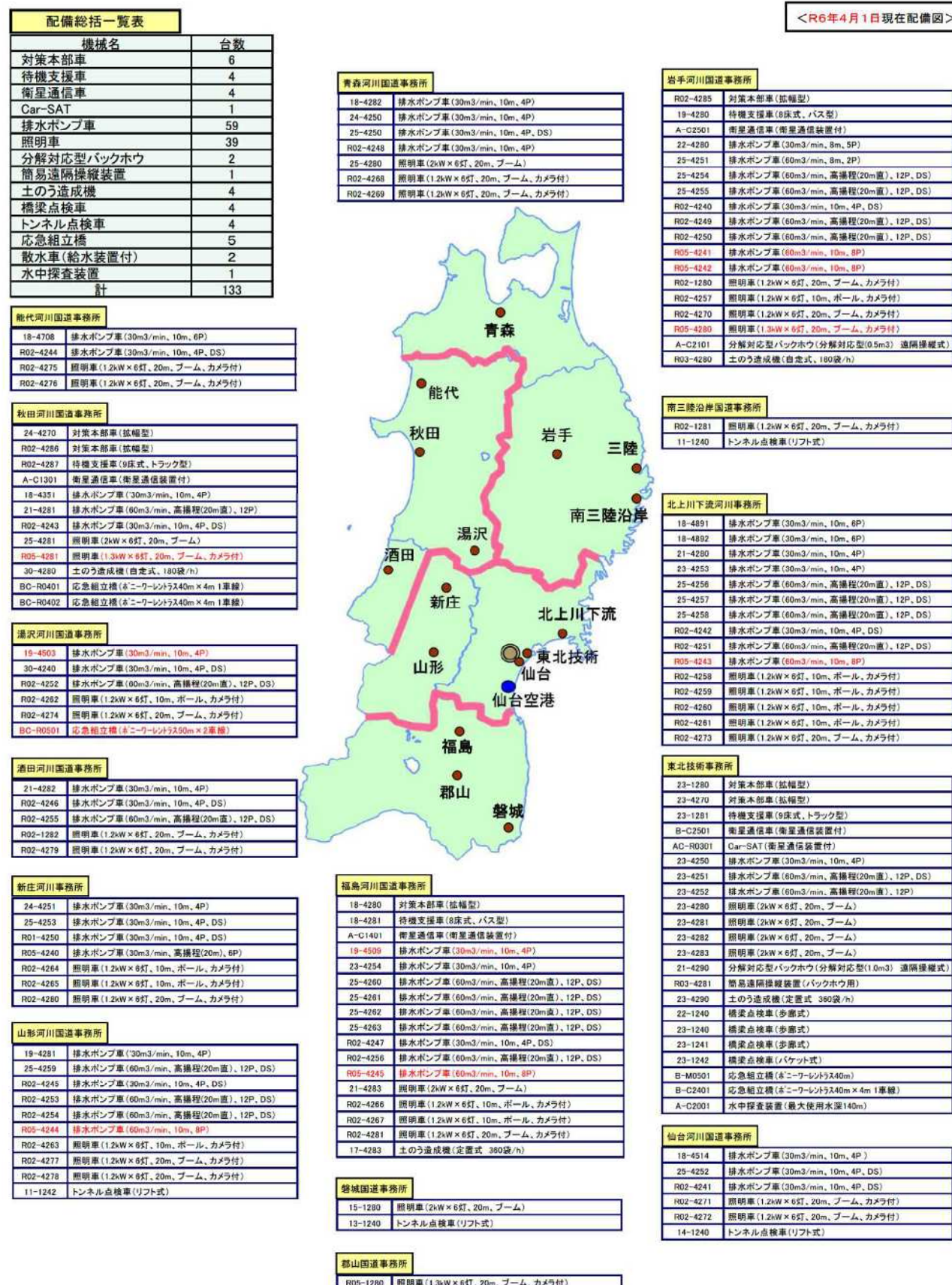
12-2-4 啓開担当企業の割り付け

道路啓開路線の担当企業については、本協議会において、各道路管理者が締結している協定等に基づき、設定・共有しているが、啓開作業対応時は、前述の資機材等も含めて、常に情報共有しながら、支援体制も構築する。

12-2-5 災害対策機械

啓開や応急復旧作業に使用する重機や災害対策機械については、各県毎に事前に把握・準備しているものの、東北地方整備局が保有する機械も含めて、常に情報共有しながら、支援体制も構築する。

災害対策用機械配備図(東北地方整備局)



13 能登半島地震を踏まえた継続的な備え

- 大規模災害時に確実に機能する道路ネットワーク整備を推進する。
- 建設業が地域に基幹産業として持続的に発展できる環境整備を行う。

13-1 災害時に機能するネットワーク整備の推進

能登半島地震を踏まえた緊急提言において、耐震性や復旧性を備え災害時に機能するネットワーク整備の重要性が指摘された。

令和6年能登半島地震を踏まえた緊急提言(R6.6.28)

■耐震性や復旧性を備え災害時に機能するネットワーク整備

- ・今般の災害対応からも確認できるように、ライフラインも含めた地域の復旧やその後の復興の速度は、災害時であっても道路ネットワークがいかに速やかに通行機能を確保し得る状況にあるかに左右されるのであり、耐震性や復旧性の観点を中心に、災害時に確実に機能する道路ネットワークのあり方について改めて検討が必要である。
- ・特に高規格道路については、重要物流道路としての位置付けも含め、地域安全保障のエッセンシャルネットワークとして「いざという時」にこそ確実に機能するよう、その求められる機能と役割に応じた適切な耐震性と復旧性を備える必要があり、ネットワークの早期整備を図るとともに、4車線化等の機能強化を進めることが重要である。
- ・これについては、防災とコストの観点を総合的に捉え、道路の復旧性を含む被災リスクを適切に評価することが重要であり、定量的な評価手法を検討し、評価結果を踏まえて橋梁やトンネルの採用も含め防災上適切な構造とすることや、構造上の性能により対応するのみでなく、防災上のコントロールポイントを回避する計画とすることなど、道路のルート計画の段階から対応する観点が重要である。
- ・幅幅が困難な2車線の道路であっても、構造物の耐震性能の強化により強靱性を確保することや一般道路の機能向上により総合的に防災力を高めるなど、予算や現場条件等に応じて柔軟な対応を図ることにより、優先度を踏まえて効率的にネットワーク強化を図る観点も重要である。
- ・なお、これらのネットワーク整備や機能強化については、過疎地域をはじめ人口減少が進む地域においても、地域生活圏の再構築や拠点機能の集約化を図る上でネットワークとしての必要な機能や役割があり、持続可能で効果的な地域づくりに貢献していく観点が重要である。

以上を踏まえ、大規模災害時においても確実に機能する道路ネットワークを確保するため、耐震補強の加速化を進めるとともに、道路の法面についても落石や土砂崩落等危険箇所については、補強や防止柵等による法面对策を効果的に進める。

また、地域安全保障のエッセンシャルネットワークとして高規格道路のネットワークの早期整備を図るとともに、一般道路の機能向上により総合的に防災力を高めていく。

13-2 「地域の守り手」の維持、担い手の確保・育成の取り組み

能登半島地震を踏まえた緊急提言において、建設業が地域の基幹産業として持続的に発展できる環境整備が重要であることが指摘された。

令和6年能登半島地震を踏まえた緊急提言(R6.6.28)

■建設業者等の民間企業との連携（再掲）

・道路啓開を含む緊急復旧、資機材の調達・搬送、緊急支援物資の運搬など機動的に対応するため、総合建設業者、地元建設業者など民間企業との更なる連携強化を図る必要がある

・これらの企業群には平常時から災害時まで地域のインフラを自らの手で守る「地域インフラマネジメント産業」としての役割が期待され、これらの建設業が地域の基幹産業として持続的に発展できる環境整備が重要である。特に地元建設業者については、インフラの日常的な維持管理を担うこと等から、地域防災力を安定的に確保する上での役割の重要性を認識すべきである。より幅広い災害対応態勢を確保する観点からは、災害時対応の経験を有する民間の専門家とも協力関係を更に強化することが必要である。これらの役割が社会に認知され地域一体となった取組が可能となるよう、制度上の位置づけや体制など検討を進め、対応の実効性を高めることが重要である。

以上を踏まえ、災害時に「地域の守り手」としての役割を果たすために、平時から地域建設業や、建設コンサルタントの担い手を確保しておくことが重要であり、将来の担い手確保・育成を図るため、長時間労働の是正及び週休2日の実現などの働き方改革、技能労働者の処遇改善、生産性向上に向けた取組や地域建設業の受注機会の確保等を引き続き進めていく必要がある。

また、地域建設業は災害時において、現場の最前線でリスクを伴う作業に従事し、地域の安全安心を支えていること、インフラ整備も含めた広い分野で現場の最前線において大変重要な役割を果たしていることを引き続き広報していくとともに、特に道路啓開についてはその重要性が高まっていることから、活動状況とその貢献内容について積極的に発信していく。

14 今後の課題

- 協議会を通じた継続的な協議により、道路啓開計画の深化を図る。
- 最新の技術を積極的に取り入れ各道路管理者がより迅速な被災状況の把握に努める。
- 道路管理者の他、自衛隊・警察・消防・企業等の関係機関が連携し、定期的な模擬訓練を実施することで、発災時の実効性向上を図る。

14-1 道路啓開計画の深化

本計画は、東北における大規模災害（地震・津波・雪害）による被害を想定し、関係機関との情報共有・必要な調整のもと、道路啓開を迅速に進めるための基本的考え方や実施方法、役割分担等についてまとめたものである。

しかし、東北特有の厳冬期の対応を考慮したタイムライン、火山災害や風水害など、本計画に反映されていない道路に関わる被害想定については、今後も協議会を通して協議・検討を重ね、計画の補完・更新をしていく必要がある。また、道路整備の進捗や啓開担当企業との協定締結状況は毎年更新されるものであるため、継続的に更新を図る必要がある。

さらに、計画の実効性向上のためには定期的な模擬訓練が重要となるが、訓練で得られた知見や課題などを踏まえて、計画内容の見直しや改善を図り、本計画の深化を図ることが重要である。

今後とも本協議会を活用し、継続的に協議を重ね、連携・協力体制を構築していく。

14-2 被災状況把握の迅速化・効率化に向けて

道路管理者等は発災後、直ちに道路の通行可否状況や道路の被災状況を把握する必要があるが、CCTV カメラ映像や震度情報など、初期においては取得可能な情報は限られている。

このため、従来から活用している防災ヘリコプターや一般的なドローンによる情報収集のみではなく、最新の技術も積極的に取り入れ、各道路管理者がより迅速な被災状況の把握に努める必要がある。

最近ではドローンの自律飛行システムの開発が進められており、地震発生後に震度情報を自動で基地にて受信し、自動離陸により事前にプログラムされた道路上のルートを飛行させ、空撮映像をリアルタイム伝送させるという検討事例や、ヘリ等から撮影した画像と AI 技術を活用して被害の位置・範囲を迅速に特定する技術も開発されているなど、被災状況把握の効率化・高度化に向けた動きが進められている。こうした先進的な技術の活用も図りながら関係機関による迅速かつ的確な初動を実現していく必要がある。

14-3 訓練の実施

平時から大規模災害の発生を想定した防災訓練を道路管理者の他、自衛隊、警察、消防、災害協定企業、インフラ・ライフライン事業者、市町村等の関係機関の連携・協力の下で定期的に実施し、現場対応力の向上や連携強化を図ることが重要である。

車両移動訓練は、関係する道路管理者や地方公共団体等の参加を積極的に呼びかけるとともに、訓練内容について共有を図るものとする。

また、訓練経験者は記録に残しておき、いち早く大規模災害発生時の初動体制の構築に資することができるよう工夫するとともに、映像配信を含めたドローン操縦訓練の実施や操縦者の育成、災害時に遠隔式のバックホウの操縦指導・助言ができる技術指導員の育成なども進める。



写真 模擬的訓練のようす



資料：災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き（H26.11）

写真 車両移動に関する模擬的訓練のようす

なお、令和6年11月に陸上自衛隊東北方面総監部が主催する大規模演習「みちのく ALERT2024」が開催された。本演習には、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等による災害を想定し、自衛隊のほか、東北地方整備局、自治体、消防、警察、企業等が参加した。宮城県石巻市では陸路や港が機能せず孤立地域が発生したと想定し、能登半島地震でも活用した海上自衛隊のエアクッション艇 LCAC（エルキヤック）により瓦れき撤去用の重機や自衛隊車両が陸上に展開し、道路啓開の模擬訓練等を行った。

本訓練のように、今後も定期的開催される「みちのく ALERT」等の機会を活用しながら関係機関による模擬訓練を実施していく。



LCAC 揚陸訓練状況



建設業協会による道路啓開状況

写真 みちのく ALERT2024 のようす

東北道路啓開等協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「東北道路啓開等協議会」（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等、東北地方で発生する大規模自然災害発災時において、道路啓開を迅速かつ円滑に実施するため、各道路管理者や警察など関係機関が連携し、道路啓開の計画立案等を行うとともに、実効性の高い協力体制を構築することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議・検討を行うものとする。

- (1) 東北地方の道路啓開の優先順位や方策に関すること。
- (2) 東北地方の道路啓開に関する情報共有及び情報提供に関すること。
- (3) 東北地方の広域的な道路啓開の実施に関すること。
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために各行政機関、各種関係団体等をもって組織する。

2. 協議会には会長及び副会長を置くものとし、会長は国土交通省 東北地方整備局 道路部長を、副会長は国土交通省 東北地方整備局 道路部 道路情報管理官、及び国土交通省 東北地方整備局 総括防災調整官をもって充てる。
3. 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 協議会の構成は、別表のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
5. 協議会には、幹事会及び実務的な検討を行うための部会を設けることができる。

(事務局)

第5条 協議会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

2. 事務局は、国土交通省東北地方整備局道路部道路管理課に置くものとする。

(規約の改正)

第6条 本規約の変更は、本協議会の協議により行うものとする。

(その他)

第7条 協議会は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するものであり、本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

附則 本規約は、令和5年11月21日から施行する。

(令和6年 月 日 規約及び名簿を一部改正)

■東北道路啓開等協議会名簿(案)

別表

所属	役職	備考
【道路管理者】		
東北地方整備局	道路部長	会 長
東北地方整備局	道路部 道路情報管理官	副会長
東北地方整備局	総括防災調整官	副会長
青森県	県土整備部長	
岩手県	県土整備部長	
宮城県	土木部長	
秋田県	建設部長	
山形県	県土整備部長	
福島県	土木部長	
仙台市	建設局長	
東日本高速道路(株)東北支社	管理事業部長	
青森県道路公社	道路部長	
宮城県道路公社	建設部長	
福島県道路公社	事務局長	
【関係機関】		
警察庁 東北管区警察局	総務監察・広域調整部長	
青森県警察	交通部長	
岩手県警察	交通部長	
宮城県警察	交通部長	
秋田県警察	交通部長	
山形県警察	交通部長	
福島県警察	交通部長	
防衛省 東北防衛局	企画部長	
陸上自衛隊 東北方面総監部	防衛部長	
青森県(救急・消防)	危機管理局長	
岩手県(救急・消防)	復興防災部長	
宮城県(救急・消防)	復興・危機管理部 理事兼危機管理監	
秋田県(救急・消防)	総務部 危機管理監(兼)広報監	
山形県(救急・消防)	防災くらし安心部長	
福島県(救急・消防)	危機管理部長	
(一社)東北建設業協会連合会	会長	
(一社)青森県建設業協会	会長	
(一社)岩手県建設業協会	会長	
(一社)宮城県建設業協会	会長	
(一社)秋田県建設業協会	会長	
(一社)山形県建設業協会	会長	
(一社)福島県建設業協会	会長	
(一社)仙台建設業協会	会長	
全国石油商業組合連合会 東北支部	支部長	
日本水道協会 東北地方支部	支部長	
東北電力ネットワーク(株)	総務部長	
東日本電信電話(株)宮城事業部	設備部長	
(一社)日本自動車連盟東北本部	ロードサービス部長	
特定非営利活動法人 全日本レッカー協会	理事長	
全日本高速道路レッカー事業協同組合 東北支部	理事長	

16 道路啓開路線図等



図 道路啓開路線・拠点接続ルート・防災拠点位置図

Step1(発災後 12 時間以内)

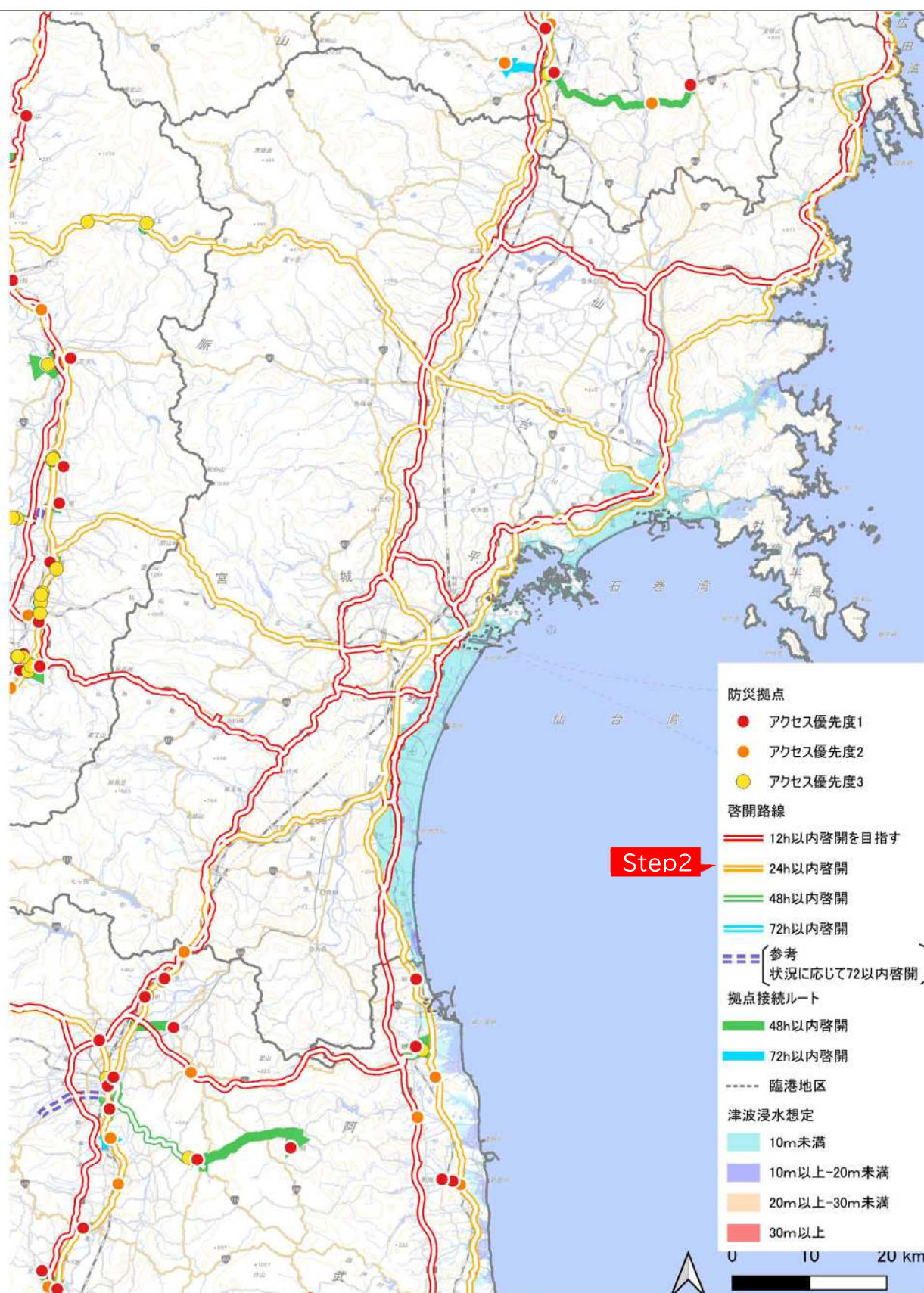
高規格道路は、被災が小規模で啓開が容易な区間は12時間以内の啓開完了を目指す。

(被災が大規模で早期啓開が困難な区間は、並行する代替路も含めて12時間以内の緊急交通の確保を目指す。)東北中央自動車道等の一部未整備区間は現道を設定する。



Step2(発災後 24 時間以内)

「最重要防災拠点(アクセス優先度1)」への到達を目指しつつ、優先すべき「啓開路線」の啓開を完了



Step3(48 時間以内)

「重要防災拠点(アクセス優先度2・3)」への到達を目指しつつ、全ての「最重要防災拠点(アクセス優先度1)」への啓開を完了



Step4(72 時間以内)

全ての「重要防災拠点(アクセス優先度2・3)」への啓開を完了



		宮城県
防災拠点	アクセス優先度1 step2～step3	59ヶ所
	アクセス優先度2 step3～step4	15ヶ所
	アクセス優先度3 step3～step4	25ヶ所
	アクセス優先度4 step4以降	115ヶ所
啓開路線	step1	10路線
		411km
	step2	6路線
		396km
	step3	10路線
		51km
	step4	3路線
		2km
	状況に応じて 72時間以内啓開	1路線
		0km
	step4 以降	22路線
		258km
拠点接続ルート	step3	71km
	step4	19km

※拠点接続ルートは複数の拠点で同一のルートを使用している場合があるため、延べ延長

○防災拠点一覧

R6.12.11 時点

No.	県名	市町村名	施設名称	アクセス 優先度
3	宮城県	村田町	菅生PA(下り線)	2
27	宮城県	多賀城市	国土交通省 塩釜港湾・空港整備事務所	1
28	宮城県	多賀城市	国土交通省東北技術事務所	1
31	宮城県	石巻市	石巻警察署	3
35	宮城県	岩沼市	岩沼警察署	3
36	宮城県	亶理町	亶理警察署	3
37	宮城県	南三陸町	南三陸警察署	3
38	宮城県	石巻市	新石巻合同庁舎・東部土木事務所	1
39	宮城県	気仙沼市	気仙沼合同庁舎・気仙沼土木事務所	1
42	宮城県	仙台市宮城野区	仙台市 宮城野区役所	1
43	宮城県	仙台市若林区	仙台市 若林区役所	1
44	宮城県	石巻市	石巻市役所	1
45	宮城県	塩竈市	塩竈市役所	1
46	宮城県	気仙沼市	気仙沼市役所	1
47	宮城県	名取市	名取市役所	1
48	宮城県	多賀城市	多賀城市役所	1
49	宮城県	岩沼市	岩沼市役所	1
50	宮城県	東松島市	東松島市役所	1
51	宮城県	亶理町	亶理町役場	1
52	宮城県	山元町	山元町役場	1
53	宮城県	松島町	松島町役場	1
54	宮城県	七ヶ浜町	七ヶ浜町役場	1
55	宮城県	利府町	利府町役場	1
56	宮城県	女川町	女川町役場	1
57	宮城県	南三陸町	南三陸町役場	1
75	宮城県	名取市	名取市消防本部	3
76	宮城県	岩沼市	あぶくま消防本部	3
78	宮城県	仙台市宮城野区	(独)仙台医療センター	2
79	宮城県	石巻市	石巻赤十字病院	2
83	宮城県	石巻市	道の駅 上品の郷	2
84	宮城県	気仙沼市	道の駅 大谷海岸 はまなすステーション	3
85	宮城県	大崎市	長者原SA(下り線)	2
86	宮城県	大和町	鶴巣PA(下り線)	2
97	宮城県	仙台市太白区	仙台河川国道事務所	1
98	宮城県	大崎市	大崎市民病院	2
99	宮城県	大河原町	みやぎ県南中核病院	2
100	宮城県	白石市	白石市役所	1
101	宮城県	角田市	角田市役所	1
104	宮城県	登米市	登米市役所迫庁舎および迫総合支所	1
111	宮城県	大崎市	大崎市役所	1
118	宮城県	富谷市	富谷市役所	1
119	宮城県	大河原町	大河原町役場	1
120	宮城県	村田町	村田町役場	1
121	宮城県	柴田町	柴田町役場	1
122	宮城県	川崎町	川崎町役場	1
123	宮城県	丸森町	丸森町役場	1
124	宮城県	大和町	大和町役場	1
125	宮城県	加美町	加美町役場	1
126	宮城県	涌谷町	涌谷町役場	1
127	宮城県	仙台市青葉区	宮城県県庁	1
128	宮城県	大河原町	大河原合同庁舎・大河原土木事務所	1
129	宮城県	仙台市青葉区	仙台合同庁舎	1
130	宮城県	仙台市宮城野区	仙台土木事務所	1
131	宮城県	大崎市	大崎合同庁舎・北部土木事務所	1

No.	県名	市町村名	施設名称	アクセス 優先度
132	宮城県	登米市	登米合同庁舎・東部土木事務所登米地域事務所	1
133	宮城県	仙台市青葉区	東北地方整備局	1
134	宮城県	仙台市青葉区	仙台市役所	1
135	宮城県	仙台市青葉区	青葉区役所	1
136	宮城県	仙台市青葉区	宮城総合支所	1
137	宮城県	仙台市太白区	太白区役所	1
138	宮城県	仙台市太白区	秋保総合支所	1
139	宮城県	仙台市泉区	泉区役所	1
140	宮城県	仙台市太白区	仙台市水道局	1
142	宮城県	仙台市宮城野区	仙台市ガス局	1
143	宮城県	仙台市青葉区	仙台市消防局(青葉消防署)	3
153	宮城県	仙台市泉区	仙台市泉消防署	3
155	宮城県	仙台市青葉区	東北大学病院	2
160	宮城県	仙台市太白区	仙台市立病院	2
164	宮城県	石巻市	日本水道協会宮城県支部(石巻地方広域水道企業団)	1
165	宮城県	仙台市宮城野区	東日本高速道路㈱東北支社	1
166	宮城県	仙台市青葉区	東日本高速道路㈱仙台管理事務所	1
167	宮城県	仙台市若林区	東日本高速道路㈱仙台東管理事務所	1
171	宮城県	大崎市	大崎地域 広域行政事務組合消防本部	3
172	宮城県	大河原町	仙南地域 広域行政事務組合消防本部	3
173	宮城県	大和町	黒川地域 行政事務組合消防本部	3
186	宮城県	大崎市	古川警察署	3
189	宮城県	登米市	佐沼警察署	3
191	宮城県	角田市	角田警察署	3
192	宮城県	大和町	大和警察署	3
193	宮城県	加美町	加美警察署	3
212	宮城県	女川町	女川漁港	3
222	宮城県	仙台市	東北本線 仙台駅	3
223	宮城県	石巻市	仙石線 石巻駅	3
228	宮城県	気仙沼市	気仙沼郵便局	3
229	宮城県	白石市	白石郵便局	3
236	宮城県	大河原町	大河原郵便局	3
238	宮城県	大崎市	道の駅おおさき	2
240	宮城県	村田町	村田	3
241	宮城県	角田市	道の駅かくた	3
249	宮城県	松島町	仙台松島道路管理事務所	1
250	宮城県	登米市	林林館	2
251	宮城県	色麻町	色麻町役場	1
252	宮城県	蔵王町	蔵王町役場	1
253	宮城県	大郷町	大郷町役場	1
254	宮城県	大衡村	大衡村役場	1
255	宮城県	栗原市	栗原市役所	1
250	宮城県	登米市	道の駅津山	2
250	宮城県	登米市	道の駅三滝堂	2
250	宮城県	大崎市	あ・ら・伊達な道の駅	2

○道路啓開路線一覧

(1) 高速道路等

R6. 12. 23 時点

No.	道路種別	路線名	区 間		延長	担当管理者	啓開の ステップ	備考
1	高速自動車国道	東北自動車道	福島県/宮城県境	宮城県/岩手県境	131.9	NEXCO東日本	1	
2	高速自動車国道	山形自動車道	宮城県村田町 村田JCT	宮城県/山形県境	25.7	NEXCO東日本	1	
3	高速自動車国道	常磐自動車道	福島県/宮城県境	宮城県亘理町 亘理IC	21.5	NEXCO東日本	1	
4	自動車専用道路	三陸沿岸道路	岩手県/宮城県境	宮城県東松島市 鳴瀬渡松島IC	101.4	国土交通省	1	
5	自動車専用道路	三陸沿岸道路	宮城県東松島市 鳴瀬渡松島IC	宮城県宮城県利府町 利府中IC	17.6	宮城県道路公社	1	
6	自動車専用道路	三陸沿岸道路	宮城県宮城県利府町 利府中IC	宮城県仙台市 仙台港北IC	7.9	NEXCO東日本	1	
7	自動車専用道路	仙台東部道路	宮城県亘理町 亘理IC	宮城県仙台市 仙台港北IC	24.8	NEXCO東日本	1	
8	自動車専用道路	仙台南部道路	宮城県仙台市 仙台若林JCT	宮城県仙台市 仙台南IC	12.1	NEXCO東日本	1	
9	自動車専用道路	仙台北部道路	宮城県宮谷市 宮谷IC	宮城県宮城県利府町 利府JCT	12.9	NEXCO東日本	1	

(2) 一般国道

No.	道路種別	路線名	区 間		延長	担当管理者	啓開の ステップ	備考
1	一般国道	国道4号	岩手県(岩手県一関市)/宮城県(宮城県栗原市)県境	宮城県(宮城県白石市)/福島県(福島県伊達郡国見町)県境	143.9	国土交通省	2	
2	一般国道	国道4号	宮城県栗原市築館外南沢 国道4号交差	宮城県栗原市築館秋沢後沢泊北みやぎ県北高速幹線道路交差	2.6	国土交通省	2	築館バイパス
3	一般国道	国道6号	宮城県岩沼市露浪 国道4号交差	福島県(福島県相馬郡新地町)/宮城県(宮城県亘理郡山元町)県境	24.3	国土交通省	2	
4	一般国道	国道45号	宮城県(宮城県気仙沼市)/岩手県(岩手県陸前高田市)県境	宮城県仙台市青葉区本町 国道48号交差	145.5	国土交通省	2	
5	一般国道	国道47号	宮城県大崎市上古川 古川上古川交差点 国道4号交差	山形県(山形県最上郡最上町)/宮城県(宮城県大崎市)県境	41.2	国土交通省	2	
6	一般国道	国道48号	宮城県仙台市青葉区一番町 勾当台公園前交差点	宮城県(宮城県仙台市)/山形県(山形県東根市)県境	34.1	国土交通省	1	仙台西道路
7	一般国道	国道48号	宮城県仙台市青葉区一番町 勾当台公園前交差点	宮城県(宮城県仙台市)/山形県(山形県東根市)県境	1.0	国土交通省	2	
8	一般国道	国道108号	宮城県石巻市船下中埠 石巻市丸井戸交差点 国道45号交差	宮城県石巻市西平 宮城県道16号交差	2.1	国土交通省	2	
9	一般国道	国道108号	宮城県石巻市西平 宮城県道16号交差	宮城県大崎市上古川 古川上古川交差点 国道4号交差	35.6	国土交通省	2	
10	一般国道	国道284号	岩手県(岩手県一関市)/宮城県(宮城県気仙沼市)県境	宮城県気仙沼市古町4丁目 気仙沼街道交差	5.7	宮城県	4以降	
11	一般国道	国道398号	宮城県登米市道町北方 宮城県道36号交差	宮城県登米市道町北方 宮城県道36号交差	5.2	宮城県	1	
12	一般国道	国道398号	宮城県石巻市門脇二番谷地 国道45号交差	宮城県杜陵郡女川町浦宿浜中崎 宮城県道240号交差	15.7	宮城県	3	
13	一般国道	国道398号	宮城県石巻市蛇田東道下 国道45号交差	宮城県石巻市真野中谷地 宮城県道234号交差	6.1	宮城県	4以降	
14	一般国道	国道108号	宮城県大崎市鳴子温泉古戸前 国道47号交差	宮城秋田県境	26.2	宮城県	4以降	
15	一般国道	国道286号	宮城県仙台市太白区根岸町1 宮城県道仙台台名取線交差	宮城県仙台市太白区山田清太郎 山田IC	5.7	仙台市	4以降	
16	一般国道	国道398号	宮城県杜陵郡女川町浦宿浜十二神 女川町道交差	宮城県杜陵郡女川町海岸通り 市道交差(女川町役場)	3.0	宮城県	3	
17	一般国道	国道398号	宮城県杜陵郡女川町海岸通り 市道交差(女川町役場)	宮城県石巻市雄勝町雄勝味噌作 宮城県道238号交差	20.0	宮城県	4以降	
18	一般国道	国道398号	宮城県石巻市雄勝町雄勝味噌作 宮城県道238号交差	宮城県本吉郡南三陸町戸倉石 国道45号交差	30.8	宮城県	4以降	
19	一般国道	国道347号	宮城県大崎市古川稲葉大江向 国道4号交差	宮城県加美郡加美町北町三番 国道457号交差	7.7	宮城県	3	
20	一般国道	国道347号	宮城県加美郡加美町北町三番 国道457号交差	宮城山形県境	32.2	宮城県	4以降	
21	一般国道	国道113号	宮城県白石市西益岡町 国道4号交差	宮城県白石市城北町 宮城県道12号交差	1.0	宮城県	3	
22	一般国道	国道113号	宮城県白石市城北町 宮城県道12号交差	宮城県角田市角田 国道349号交差	17.1	宮城県	4以降	
23	一般国道	国道113号	宮城県角田市角田 国道349号交差	宮城県角田市角田中島下 角田警察署前交差点 国道44号交差	0.6	宮城県	3	
24	一般国道	国道113号	宮城山形県境	宮城県白石市福岡蔵本下り川一番 国道4号交差	39.4	宮城県	4以降	
25	一般国道	国道286号	宮城県仙台市青葉区一番町3丁目 国道48号交差	宮城県仙台市太白区根岸町1 宮城県道仙台台名取線交差	3.1	仙台市	4以降	

(3) 県道

No.	道路種別	路線名	区 間		延長	担当管理者	啓開の ステップ	備考	
1	都道府県道	宮城県道9号大和松島線	宮城県黒川郡大和町松木	大和IC入口	宮城県黒川郡大郷町中村長崎下 大郷町道交差（大郷町役場）	6.1	宮城県	4以降	
2	都道府県道	宮城県道9号大和松島線	宮城県黒川郡大郷町中村長崎下	大郷町道交差（大郷町役場）	宮城県宮城県松島町初原 松島大郷IC入口	4.4	宮城県	3	
3	都道府県道	宮城県道36号登米米線	宮城県栗原市登米秋沢	国道4号築館バイパス交差	宮城県登米市道町北方 国道398号交差	11.4	宮城県	1	みやぎ県北高速幹線道路
4	都道府県道	宮城県道36号登米米線	宮城県登米市道町佐沼	国道398号交差	宮城県登米市中田町浅水 登米IC	4.7	宮城県	1	みやぎ県北高速幹線道路
5	都道府県道	宮城県道8号仙台松島線	宮城県仙台市宮城野区岩切山崎	国道4号交差	宮城県仙台市宮城野区岩切今市東 宮城県道141号交差	1.1	仙台市	4以降	
6	都道府県道	宮城県道141号今市稲田線	宮城県仙台市宮城野区岩切今市東	宮城県道8号交差	宮城県仙台市宮城野区中野腰廻 宮城県道23号交差	4.2	仙台市	4以降	
7	都道府県道	宮城県道10号釜谷豆理線	宮城県仙台市宮城野区中野腰廻	宮城県道23号交差	宮城県仙台市宮城野区中野5丁目 港湾道路交差	1.4	仙台市	4以降	
8	都道府県道	宮城県道58号塩釜七ヶ浜多賀城線	宮城県多賀城市栄4丁目	余仏橋西側元交差点 県道23号交差	宮城県多賀城市町前3丁目 国道45号交差	1.7	宮城県	3	
9	都道府県道	宮城県道14号亘理大河原川崎線	宮城県柴田郡村田町村田	村田IC入口	宮城県柴田郡村田町村田小池 県道25号交差	0.8	宮城県	4以降	
10	都道府県道	宮城県道25号岩沼蔵工線	宮城県柴田郡村田町村田小池	県道25号交差	宮城県名取市刺内南竹 国道4号交差	15.8	宮城県	4以降	
11	都道府県道	宮城県道272号角田山下線	宮城県角田市枝野北島	県道44号交差	宮城県亘理郡山元町小平 山元町小平交差点 国道6号交差	6.2	宮城県	3	
12	都道府県道	宮城県道296号石巻宮川インター線	宮城県石巻市蛇田西道下	石巻女川IC	宮城県石巻市蛇田東道下 国道45号交差	0.3	宮城県	4	
13	都道府県道	宮城県道440号角田山元線	宮城県角田市角田中島下	角田警察署前交差点 国道113号交差	宮城県角田市枝野北台 宮城県道272号交差	1.8	宮城県	3	
14	都道府県道	宮城県道37号仙台北環状線	宮城県仙台市泉区松森前田	宮沢根白石線交差	宮城県仙台市青葉区折立1丁目 宮城県道31号交差	12.1	仙台市	4以降	
15	都道府県道	宮城県道31号仙台南環状線	宮城県仙台市青葉区折立1丁目	宮城県道37号交差	宮城県仙台市青葉区茂庭（みやぎ公園）	1.2	仙台市	4以降	
16	都道府県道	宮城県道22号仙台北環状線	宮城県仙台市泉区七北田	国道4号交差	宮城県仙台市泉区泉中央3丁目 仙台市道交差（泉区役所）	1.2	仙台市	3	
17	都道府県道	宮城県道22号仙台北環状線	宮城県仙台市泉区泉中央3丁目	仙台市道交差（泉区役所）	宮城県仙台市泉区泉中央1丁目 宮城県道35号交差	0.4	仙台市	状況に応じて72h以内啓開	

18	都道府県道	宮城県道23号仙台塩釜線	宮城県多賀城市大代3丁目 宮城県道58号交差	宮城県多賀城市栄4丁目 念仏橋西阿元交差点 県道58号交差	0.4	宮城県	4以降	
19	都道府県道	宮城県道23号仙台塩釜線	宮城県多賀城市大代3丁目 宮城県道58号交差	宮城県多賀城市栄4丁目 念仏橋西阿元交差点 県道58号交差	0.2	宮城県	4以降	
20	都道府県道	宮城県道22号仙台米沢線	宮城県仙台市泉区泉中央1丁目 宮城県道35号交差	宮城県仙台市青葉区堤通南宮町4丁目（仙台合同庁舎）	5.7	仙台市	4以降	
21	都道府県道	宮城県道22号仙台米沢線	宮城県仙台市青葉区堤通南宮町4丁目（仙台合同庁舎）	宮城県仙台市青葉区本町3丁目 国道45号交差	1.3	仙台市	3	
22	都道府県道	宮城県道58号塩釜七ヶ浜多賀城線	宮城県多賀城市下馬2丁目 多賀城市下馬交差点 国道45号交差	宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜丑谷辺七ヶ浜市役所	4.2	宮城県	3	
23	都道府県道	宮城県道58号塩釜七ヶ浜多賀城線	宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜丑谷辺七ヶ浜市役所	宮城県多賀城市大代3丁目1 県道23号交差	10.0	宮城県	4以降	
24	都道府県道	宮城県道234号稲井沢田線	宮城県石巻市真野 国道398号交差	宮城県石巻市沢田折立 国道398号交差	4.0	宮城県	4以降	

（4）市町村道

No.	道路種別	路線名	区	延長	担当管理者	開閉のステップ	備考
1	市町村道	郡山折立線	宮城県仙台市太白区鉤取1丁目6 宮城県道286号交差	宮城県仙台市太白区八木山南5丁目 仙台市道交差	1.7	仙台市	4以降
2	市町村道	郡山折立線	宮城県仙台市太白区大野田4丁目 宮城県道258号交差	宮城県仙台市太白区富沢3丁目	2.0	仙台市	4以降
3	市町村道	あすと長町大通り線	宮城県仙台市太白区あすと長町1丁目 元寺小路郡山線交差	宮城県仙台市太白区あすと長町4丁目1（仙台河川国道事務所）	1.1	仙台市	3
4	市町村道	あすと長町大通り線	宮城県仙台市太白区あすと長町4丁目1（仙台河川国道事務所）	宮城県仙台市太白区あすと長町3丁目 仙台市道交差	1.1	仙台市	4
5	市町村道	郡山折立線	宮城県仙台市太白区あすと長町3丁目 あすと長町大通り線交差	宮城県仙台市太白区郡山5丁目 国道4号交差	0.7	仙台市	3
6	市町村道	宮沢根白石線	宮城県仙台市泉区松森中道 国道4号交差	宮城県仙台市泉区南光台7丁目 仙台市道交差	0.8	仙台市	4以降
7	市町村道	宮沢根白石線	宮城県仙台市宮城野区小川原弓ノ町 国道45号交差	宮城県仙台市若林区舟丁 市道交差	1.3	仙台市	4以降
8	市町村道	宮沢根白石線	宮城県仙台市若林区遠坊2丁目 市道交差	宮城県仙台市若林区舟丁 市道交差	1.0	仙台市	4以降
9	市町村道	仙台市道	宮城県仙台市若林区舟丁 市道交差	元寺小路郡山線交差	0.6	仙台市	4以降
10	市町村道	元寺小路郡山線	仙台市道	宮城県仙台市太白区あすと長町1丁目 仙台市立病院	1.1	仙台市	4以降
11	市町村道	元寺小路郡山線	宮城県仙台市太白区あすと長町1丁目 仙台市立病院	宮城県仙台市太白区あすと長町1丁目 あすと長町大通り線交差	0.2	仙台市	4

○拠点接続ルート一覧(宮城県)

R6.12.11 時点

拠点 No.	拠点名	アクセ ス優先 度	経 路 順	道路種別	道路管理者	路線名	路線番号	延長(km)
3	菅生PA(下り線)		2	東北縦貫自動車道弘前線				拠点接続ルートなし
27	国土交通省 塩釜港湾・空港整備事務所		1	国道45号				
				1 市町村道	多賀城市	市道		0.3
				2 主要地方道	宮城県	仙台塩釜線	23	0.2
				3 主要地方道	宮城県	仙台塩釜線	23	0.3
28	国土交通省東北技術事務所		1	国道45号				
				1 市町村道	多賀城市	市道		0.3
				2 主要地方道	宮城県	仙台塩釜線	23	0.2
				3 主要地方道	宮城県	仙台塩釜線	23	0.3
				4 主要地方道	宮城県	仙台塩釜線	23	0.4
				5 市町村道	多賀城市	市道		0.2
31	石巻警察署		3	国道398号				拠点接続ルートなし
35	岩沼警察署		3	国道4号				拠点接続ルートなし
36	亶理警察署		3	国道6号				拠点接続ルートなし
37	南三陸警察署		3	国道45号				拠点接続ルートなし
38	新石巻合同庁舎・東部土木事務所		1	三陸自動車道				
				1 一般県道	宮城県	河南石巻港インター線	251	0.1
				2 市町村道	東松島市	市道		1.0
39	気仙沼合同庁舎・気仙沼土木事務所		1	国道284号				
				1 市町村道	気仙沼市	市道		1.6
				2 主要地方道	宮城県	気仙沼唐桑線	26	2.2
				3 市町村道	気仙沼市	市道		0.3
42	仙台市 宮城野区役所		1	国道45号				拠点接続ルートなし
43	仙台市 若林区役所		1	国道4号				
				1 市町村道	仙台市	市道		1.1
				2 一般県道	仙台市	荒井荒町線	235	0.7
44	石巻市役所・石巻市防災センター		1	国道398号				拠点接続ルートなし
				1 主要地方道	宮城県	石巻停車場線	6	0.1
				2 主要地方道	宮城県	石巻停車場線	6	0.1
45	塩竈市役所		1	国道45号				
				1 市町村道	塩竈市	市道		0.1
				2 市町村道	塩竈市	市道		0.1
46	気仙沼市役所		1	国道284号				
				1 市町村道	気仙沼市	市道		1.6
				2 主要地方道	宮城県	気仙沼唐桑線	26	0.3
				3 市町村道	気仙沼市	市道		0.1
47	名取市役所		1	国道4号				
				1 一般県道	宮城県	関上港線	129	0.2
				2 市町村道	名取市	市道		0.2
48	多賀城市役所		1	救援 国道45号				
				1 市町村道	多賀城市	市道		0.6
				2 市町村道	多賀城市	市道		0.2
49	岩沼市役所		1	国道4号				
				1 市町村道	岩沼市	市道		0.2
50	東松島市役所		1	三陸自動車道				
				1 主要地方道	宮城県	矢本河南線	43	0.4
				2 主要地方道	宮城県	矢本河南線	43	0.2
				3 市町村道	東松島市	市道		0.7
51	亶理町役場		1	国道6号				
				1 主要地方道	宮城県	塩釜亶理線	10	0.1
				2 主要地方道	宮城県	塩釜亶理線	10	1.9
				3 市町村道	亶理町	町道		0.4
				4 市町村道	亶理町	町道		0.0
52	山元町役場		1	国道6号				
				1 市町村道	山元町	町道		0.1
53	松島町役場		1	国道45号				拠点接続ルートなし
54	七ヶ浜町役場		1	塩釜七ヶ浜多賀城線				拠点接続ルートなし
55	利府町役場		1	三陸自動車道				
				1 主要地方道	宮城県	塩釜吉岡線	3	1.7
				2 一般県道	宮城県	利府停車場総合運動公園線	260	0.2

拠点 No.	拠点名	アクセ ス優先 度	経 路 順	道路種別	道路管理者	路線名	路線番号	延長(km)
56	女川町役場		1	国道398号				
			1	市町村道	女川町	町道		0.2
			2	市町村道	女川町	町道		0.2
			3	市町村道	女川町	町道		0.2
57	南三陸町役場		1	国道45号				
			1	市町村道	南三陸町	町道		1.0
			2	市町村道	南三陸町	町道		0.1
			3	市町村道	南三陸町	町道		0.1
75	名取市消防本部		3	国道4号				拠点接続ルートなし
76	岩沼市消防本部		3	国道4号				拠点接続ルートなし
78	(独)仙台医療センター		2	国道45号				
			1	一般県道	仙台市	荒浜原町線	137	0.2
			2	市町村道	仙台市	市道		0.5
			3	市町村道	仙台市	市道		0.2
			4	市町村道	仙台市	市道		0.2
79	石巻赤十字病院		2	三陸自動車道				
			1	一般県道	宮城県	石巻女川インター線	296	0.1
83	道の駅 上品の郷		2	国道45号				拠点接続ルートなし
84	道の駅 大谷海岸 はまなすステーション		3	国道45号				拠点接続ルートなし
85	長者原SA(下り線)		2	東北縦貫自動車道弘前線				拠点接続ルートなし
86	鶴巣PA(下り線)		2	東北縦貫自動車道弘前線				拠点接続ルートなし
97	仙台河川国道事務所		1	あすと長町大通り線				拠点接続ルートなし
98	大崎市民病院		2	国道4号				
			1	一般県道	宮城県		347	0.4
			2	市町村道	大崎市	市道		0.1
99	みやぎ県南中核病院		2	国道4号				
			1	主要地方道		亘理大河原川崎線	14	0.4
			2	市町村道	大河原町	町道		0.4
100	白石市役所		1	国道113号				
			1	市町村道	白石市	市道		0.6
101	角田市役所		1	国道113号				
			1	市町村道	角田市	市道		0.4
104	登米市役所迫庁舎および迫総合支所		1	佐沼IC				
			1	市町村道	登米市	市道		2.4
111	大崎市役所		1	国道108号				
			1	市町村道	大崎市	市道		0.4
118	富谷市役所		1	国道4号				
			1	市町村道	富谷市	市道		1.0
			2	一般県道		西成田宮床線	256	0.7
			3	市町村道	富谷市	市道		0.5
119	大河原町役場		1	国道4号				
			1	市町村道	大河原町	町道		0.4
120	村田町役場		1	村田IC				
			1	市町村道	村田町	町道		0.8
121	柴田町役場		1	国道4号				
			1	一般県道	宮城県	船岡停車場船迫線	116	1.0
			2	主要地方道	宮城県	白石柴田線	50	0.3
			3	市町村道	柴田町	町道		0.2
122	川崎町役場		1	宮城川崎IC				
			1	主要地方道	宮城県	亘理大河原川崎線	14	1.6
			2	主要地方道	宮城県	蔵王川崎線	47	0.2
123	丸森町役場		1	主要地方道角田山元線				
			1	一般国道	宮城県		113	8.0
			2	市町村道	丸森町	町道		0.8
124	大和町役場		1	国道4号				
			1	市町村道	大和町	町道		0.4
125	加美町役場		1	国道457号				
			1	市町村道	加美町	町道		0.7
126	涌谷町役場		1	国道108号				
			1	一般県道		涌谷田尻線	173	1.1
			2	一般県道		涌谷停車場線	155	0.2
127	宮城県県庁		1	主要地方道仙台泉線				
			1	市町村道	仙台市	市道		0.2

拠点 No.	拠点名	アクセ ス 優先 度	経 路 順	道路種別	道路管理者	路線名	路線番号	延長(km)
128	大河原合同庁舎・大河原土木事務所	1	1	国道4号				
			1	市町村道	大河原町	町道		0.4
129	仙台合同庁舎	1	1	主要地方道仙台泉線				拠点接続ルートなし
130	仙台土木事務所	1	1	国道45号				
			1	主要地方道		仙台松島線	8	0.7
			2	市町村道	仙台市	市道		0.2
131	大崎合同庁舎・北部土木事務所	1	1	一般国道108号				
			1	一般国道	国土交通省		108	1.3
			2	市町村道	大崎市	市道		0.3
132	登米合同庁舎・東部土木事務所登米 地域事務所	1	1	佐沼IC				
			1	市町村道	登米市	市道		2.9
			2	主要地方道		古川佐沼線	1	1.6
133	東北地方整備局	1	1	主要地方道仙台泉線				
			1	市町村道	仙台市	市道		0.2
134	仙台市役所	1	1	主要地方道仙台泉線				拠点接続ルートなし
135	青葉区役所	1	1	主要地方道仙台泉線				拠点接続ルートなし
136	宮城総合支所	1	1	国道48号				
			1	一般県道		秋保温泉愛子線	132	0.2
			2	市町村道	仙台市	市道		0.2
137	太白区役所	1	1	あすと長町大通り線				
			1	市町村道	仙台市	市道		1.0
138	秋保総合支所	1	1	国道48号				
			1	一般国道	仙台市		457	4.0
			2	市町村道	仙台市	市道		0.2
139	泉区役所	1	1	主要地方道仙台泉線				
			1	市町村道	仙台市	市道		0.1
140	仙台市水道局	1	1	あすと長町大通り線				
			1	市町村道	仙台市	市道		0.8
			2	一般県道		仙台館腰線	258	2.2
			3	市町村道	仙台市	市道		1.186
142	仙台市ガス局	1	1	国道45号				
			1	主要地方道		仙台松島線	8	0.7
143	仙台市消防局(青葉消防署)	3	3	主要地方道仙台泉線				拠点接続ルートなし
153	仙台市泉消防署	3	3	国道4号				拠点接続ルートなし
155	東北大学病院	2	2	主要地方道仙台泉線				
			1	主要地方道		仙台村田線	31	0.7
160	仙台市立病院	2	2	一般県道273号				拠点接続ルートなし
164	日本水道協会宮城県支部(石巻地方 広域水道企業団)	1	1	国道45号				拠点接続ルートなし
165	東日本高速道路㈱東北支社	1	1	国道45号				
			1	市町村道	仙台市	市道		0.7
166	東日本高速道路㈱仙台管理事務所	1	1	仙台宮城IC				拠点接続ルートなし
167	東日本高速道路㈱仙台東管理事務所	1	1	仙台東IC				拠点接続ルートなし
171	大崎地域 広域行政事務組合消防本部	3	3	国道47号				拠点接続ルートなし
172	仙南地域 広域行政事務組合消防本部	3	3	国道4号				
			1	主要地方道		亘理大河原川崎線	14	0.4
			2	市町村道	大河原町	町道		0.3
173	黒川地域 行政事務組合消防本部	3	3	国道4号				拠点接続ルートなし
186	古川警察署	3	3	国道47号				拠点接続ルートなし
189	佐沼警察署	3	3	佐沼IC				
			1	主要地方道		築館登米線	36	2.9
191	角田警察署	3	3	国道113号				拠点接続ルートなし
192	大和警察署	3	3	国道4号				拠点接続ルートなし
193	加美警察署	3	3	国道347号				
			1	一般国道	宮城県		457	0.9
212	女川漁港	3	3	国道398号				拠点接続ルートなし

拠点 No.	拠点名	ア ク セ ス 優 先 度	経 路 順	道路種別	道路管理者	路線名	路線番号	延長(km)
222	東北本線 仙台駅	3	1	国道45号				
			1	市町村道	仙台市	市道		0.7
223	仙石線 石巻駅	3	1	国道398号				
			1	主要地方道	宮城県	石巻停車場線	6	0.1
			2	主要地方道	宮城県	石巻停車場線	6	0.1
228	気仙沼郵便局	3	1	国道284号				
			1	市町村道	気仙沼市	市道		1.6
			2	主要地方道	宮城県	気仙沼唐桑線	26	0.3
			3	市町村道	気仙沼市	市道		0.1
229	白石郵便局	3	1	国道113号				
			1	市町村道	白石市	市道		0.6
236	大河原郵便局	3	1	国道4号				
			1	市町村道	大河原町	町道		0.1
238	道の駅おおさき	2	1	国道108号				
			1	市町村道	大崎市	市道		0.1
240	村田	3	1	村田IC				
			1	市町村道	村田町	町道		0.2
241	道の駅かくた	3		一般県道272号				拠点接続ルートなし
249	仙台松島道路管理事務所	1		松島北IC				拠点接続ルートなし
250	林林館	2	1	佐沼IC				
			1	一般国道	宮城県		346	7.6
251	色麻町役場	1	1	国道347号				
			1	一般国道	宮城県		457	3.0
			2	市町村道	色麻町	町道		0.2
252	蔵王町役場	1	1	国道4号				
			1	主要地方道		白石上山線	12	6.5
253	大郷町役場	1	1	主要地方道大和松島線				
			1	市町村道	大郷町	町道		0.2
254	大衡村役場	1	1	国道4号				
			1	主要地方道		大衡落合線	57	0.1
			2	市町村道	大衡村	村道		0.1
255	栗原市役所	1		国道4号				拠点接続ルートなし
256	道の駅津山	2		国道45号				拠点接続ルートなし
257	道の駅三滝堂	2		三滝堂IC				拠点接続ルートなし
258	あ・ら・伊達な道の駅	2		国道47号				拠点接続ルートなし